3　第一条第一項第九号ハに掲げる海域において第三条第一項本文の許可を受けて東シナ海等かじき等流し網漁業又は東シナ海はえ縄漁業を営む者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければならない。

第十六条　東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業に係る規制海域において第三条第一項本文の許可を受けて東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業を営む者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けてかじき等流し網漁業を営む者を含む。）は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上一・五メートル（別記様式第三号による標識については、浮標の表面から二メートル）以上の高さに掲げなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第十六条の二　大西洋等はえ縄等漁業又は太平洋底刺し網等漁業の第三条第一項本文の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあっては指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を当該船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（漁獲物等の陸揚港の制限）

第十八条　第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けて別表第一の二の上欄に掲げる漁業を営む者を含む。）は、当該特定大臣許可漁業の漁業取締りその他漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該特定大臣許可漁業の漁獲物又はその製品（以下「漁獲物等」という。）について陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に、当該特定大臣許可漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けて別表第一の二の上欄に掲げる漁業を営む者を含む。）は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。

3　第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けて別表第一の二の上欄に掲げる漁業を営む者を含む。）は、第一項の規定により選定をした陸揚港を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

3　第一条第一項第九号ハに掲げる海域において第三条第一項の許可を受けて東シナ海等かじき等流し網漁業又は東シナ海はえ縄漁業を営む者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければならない。

第十六条　東シナ海等かじき等流し網漁業に係る規制海域において第三条第一項の許可を受けて東シナ海等かじき等流し網漁業を営む者は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上一・五メートル（別記様式第三号による標識については、浮標の表面から二メートル）以上の高さに掲げなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第十六条の二　大西洋等はえ縄等漁業又は太平洋底刺し網等漁業の第三条第一項の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあっては指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を当該船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（漁獲物等の陸揚港の制限）

第十八条　第三条第一項の許可を受けた者は、当該特定大臣許可漁業の漁業取締りその他漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該特定大臣許可漁業の漁獲物又はその製品（以下「漁獲物等」という。）について陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に、当該特定大臣許可漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　第三条第一項の許可を受けた者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。

3　第三条第一項の許可を受けた者は、第一項の規定により選定をした陸揚港を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。